**国立大学法人金沢大学有体物移転契約書**

　国立大学法人金沢大学（以下「甲」という。）と\_\_\_\_（以下「乙」という。）は，甲が権利を持つ下記の研究成果有体物（以下「本成果有体物」という。）を，乙が使用することに関し，ここに契約を締結する（以下「本契約」という。）。

**第１条**　(成果有体物の定義)

　　本契約のため，次の定義を用いる。

1. 本成果有体物とは，原成果有体物，原成果有体物の子孫・増殖物，及び非改変派生物を含む。

本成果有体物は，(a)改変物，及び，(b)本成果有体物の使用により乙が生成した他の有体物（子孫・増殖物，非改変派生物の物に該当しないもの）を含まない。

1. 原成果有体物とは，第１条第２項で特定されるものをいう。
2. 子孫・増殖物とは，原成果有体物から派生する非改変の子孫をいう。  
   　　　　　　　(ex.ウィルスからウィルス，細胞から細胞，有機体から有機体)
3. 非改変派生物とは，乙が原成果有体物に機能的な変更を加えることなく作製した有体物をいう。
4. 改変物とは，乙が本成果有体物に変更を加え，その主要な要素を備えた有体物をいう。

２　甲から乙に移転する原成果有体物は次に掲げるものをいう。

甲に属する成果有体物の作製研究者：（氏名・所属を甲が記入）

乙に属する成果有体物の使用研究者：（氏名・所属を乙が記入）

成果有体物の名称：（甲が記入)

成果有体物の数量：（甲が記入)

成果有体物の内容：（甲が記入)

成果有体物の乙の使用目的：（乙が記入)

使用期間：（乙が記入):　平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

**第２条**　(成果有体物の提供)  
甲は，本契約の遵守を条件として，乙に原成果有体物を無償で提供する。

**第３条**　(成果有体物の提供の手順)

乙は，甲より請求があった場合，原成果有体物の提供に要する費用を負担する。

２　乙の使用者は，原成果有体物を受領したときは，第１条第２項第１号で特定する甲の作製者に対し受領書を提出する。ただし，送付書又は相当する電子記録をもって受領書に代えることができる。

**第４条**　(所有権)

甲は，本成果有体物（改変物に含まれた本成果有体物を含む。）の所有権を有する。

２　本契約に明示して定める場合を除き，本契約の如何なる定めも本成果有体物に関して甲に帰属する特許その他の産業財産権をはじめとする一切の権利の移転及び許諾を伴うものでない。

**第５条**　(使用目的)

乙は，本成果有体物を，非営利目的，非臨床目的，かつ第１条第２項で特定する目的のためにのみ使用する。

２　乙による本成果有体物の使用が，関連する法令等に抵触又は公序良俗に反するものであってはならない。

３　乙は，甲の研究者による事前の文書での承認なく，本成果有体物を，第三者に提供してはならない。

４　乙は，本成果有体物の使用から得られた成果を論文等として公表するときは，本成果有体物が甲から提供を受けたものであること又は甲の作製者が共著者であることを明記する。

**第６条**　(非保証)

甲は，本成果有体物の有効性，目的適合性その他について，乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。

２　甲は，乙の本成果有体物の使用によって発生したいかなる損害についても一切その責任を有せず，かつ如何なる損害賠償義務（直接，間接損害を問わない。）を負わない。

３　甲は，乙に対し，本成果有体物又はその実施が第三者の産業財産権を侵害しないことを保証しない。

**第７条**　(使用期間)

　　乙が，本成果有体物を使用することが出来る使用期間は，第１条第２項に定める期間とする。ただし，甲乙協議の上，使用期間を延長し，又は短縮することができる。

２　乙は，使用期間が終了したとき，直ちに本成果有体物を甲に返還，又は，廃棄する。

**第８条**　(成果の取扱)

乙は，本成果有体物により新たに発明・考案・意匠・その他（以下，「本発明」という。）が生じたときは，直ちにその内容の詳細を甲に連絡し，本発明の取扱いについて甲乙協議する。

**第９条**　(秘密保持)

乙は，甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き，本契約に基づき甲から提供され又は開示された原成果有体物に関する情報のすべてを秘密にし，第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし，この義務は，本契約に基づき乙に開示された原成果有体物の情報のうち，次の各号に該当するものには適用しない。

(1)　甲から提供又は開示の時点で，既に公知であるもの

(2)　甲から乙に提供又は開示後，第三者の公表により，又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

(3)　 甲から乙に提供又は開示の時点で，既に乙の所有に属するもので，書面でこれを証明できるもの

(4)　正当な権限を有する第三者から直接乙に知らされたもの

(5)　甲から提供された情報に基づかないで，乙において独自に開発・取得した情報で，これを書面で証明できるもの

(6)　裁判所の命令又は法律の規定に基づき，乙に対して開示が強制されたもの

２　前項の有効期間は，本契約で定める使用期間終了後３年間とする。ただし，甲乙協議の上，この期間を延長又は短縮することができる。

**第10条**　(協議)

本契約に定めのない事項が生じたとき，又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは，甲乙誠意をもって協議の上，解決する。

**第11条**　(準拠法)

本契約は，日本法に準拠し，日本の法律・規則にしたがって解釈されるものとし，本契約から発生する一切の紛争については，被告の本拠地の裁判管轄の地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

**第12条**　(有効期間)

本契約は，本契約締結日から本契約で定める使用期間終了まで有効とする。ただし，第４条（所有権），第５条（使用目的），第６条（非保証），第８条（成果の取扱），第９条（秘密保持），第１０条（協議），及び第１１条（準拠法）の条項は，対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

　本契約書は２部作成し,甲及び乙が各１部を保有する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 ： 石川県金沢市角間町

国立大学法人金沢大学

先端科学・イノベーション推進機構

　　　機構長　向 智里 （印）

乙 ： 所在地

機関名

契約締結権限者名 （印）